

資料1 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準

I 園舎・園庭等に関する基準

1 園舎及び園庭

- (1) 園には、園舎及び園庭を備えなければなりません。
- (2) 園舎は、2階建て以下を原則とします。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、3階建て以上とすることができます。
- (3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、1階に設けるものとします。ただし、園舎が以下のア、イ及びカの要件を満たすときは保育室等を2階に、イからクまでの要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができます。
- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 園の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(4) 前項ただし書の規定により3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければなりません。

(5) 園舎及び園庭は、原則として同一の敷地内又は隣接する位置に設けてください。

(6) 園舎の面積は、次のアとイの面積を合算した面積以上必要です。

ア 次の表の学級数に応じ、算定した面積

学級数	面積
1学級	180 m ²
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²

イ 満3歳未満の園児数に応じ、以下により算定した面積

区分	面積
乳児室	3.3 m ² ×満2歳未満の園児のうち、ほふくをしない園児の人数
ほふく室	3.3 m ² ×満2歳未満の園児のうち、ほふくをする園児の人数
保育室又は遊戯室	1.98 m ² ×満2歳以上の園児の人数

(7) 園庭の面積は、次のアとイの面積を合算した面積以上必要です。

ア 次の(ア)、(イ)により算定した面積のうち、いずれか大きい方の面積。

(ア) 次の表の学級数に応じ、算定した面積

学級数	面積
2学級以下	330+30×(学級数-1) m ²
3学級以上	400+80×(学級数-3) m ²

(イ) 3.3 m²×満3歳以上の園児数

イ 3.3 m²×満2歳以上満3歳未満の園児数

2 園舎に備えるべき設備

(1) 園舎には、次に掲げる設備を備えなければなりません。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができます。

ア 職員室

イ 乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）

ウ 保育室

エ 遊戯室

オ 保健室

カ 調理室

キ 便所

ク 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

(2) 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはなりません。

(3) 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、一定の要件を満たす場合は、園以外で調理し搬入する方法により行うことができます。ただし、この場合においても、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければなりません。

(4) 園児に対する食事の提供について、園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、調理室を備えないことができます。この場合においても、必要な調理設備を備えなければなりません。

(5) 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければなりません。

(6) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積については、以下の方法により算定した面積以上必要です。

区分	面積
乳児室	3.3 m ² ×満2歳未満の園児のうち、ほふくをしない園児の人数
ほふく室	3.3 m ² ×満2歳未満の園児のうち、ほふくをする園児の人数
保育室又は遊戯室	1.98 m ² ×満2歳以上の園児の人数

(7) 園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければなりません。

- ア 放送聴取設備
- イ 映写設備
- ウ 水遊び場
- エ 園児清浄用設備
- オ 図書室
- カ 会議室

3 園具及び教具

園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備え、常に改善し、補充しなければなりません。

4 設備に関する助言

- (1) 乳児室等の乳児の保育を行う場所は、他の幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ乳児の安全性が確保されていることが望ましいです。
- (2) 乳児室等の乳児の保育を行う場所は、より乳児の安全を確保するために、事務室又は調理室の職員が目視等できる位置に配置することが望ましいです。
- (3) 児童の手の届く高さ（床面から高さ、1.3m程度）については、突起物及びスイッチ類固定仕様の設備等を設置しないことが望ましいです。
- (4) 児童の生活空間の出隅部分は、全て大きく丸面にすることが望ましいです。
- (5) 乳児室、ほふく室及び保育室には、利用乳幼児用の手洗いを設けることが望ましいです。
- (6) 乳児室、ほふく室及び保育室には、遊具、寝具等を収納するためのスペースを設けることが望ましいです。
- (7) 乳児室及びほふく室には、室内又は隣接する場所に、利用乳幼児用の沐浴室又は沐浴設備を設けることが望ましいです。
- (8) インフルエンザ、感染性胃腸炎等の拡散を防ぐため、乳児室、ほふく室及び保育室を経由せずに移動できる経路を確保していることが望ましいです。
- (9) 満2歳以上の幼児を預かる施設にあっては、一斉保育、行事等に使用するため、保育室とは別に独立の遊戯室を設置することが望ましい。基準は設けないが、遊戯室本来の目的を考慮するが望ましいです。保育室との区画は可動式の間仕切りでも可とします。
- (10) 調理室には、調理員専用の手洗いが設置されていることが望ましいです。
- (11) 調理室の調理設備として、炊飯器、冷凍冷蔵庫、2槽式シンク、必要な数のコンロ、調理台、配膳台、オープン、食器消毒保管庫、湯沸かし器等が設置されていることが望ましいです。
- (12) 保存食は、原材料、調理済み食品を食品ごとに50g程度、密封の上、2週間以上保存する必要があるため、 -20°C 以下に保つことができるものを設置することが望ましいです。
- (13) 児童便所、調理員便所及び調理員以外の職員便所はそれぞれ別に設けることが望ましいです。
- (14) 児童便所、調理員便所及び調理員以外の職員便所には、手洗い設備を設けることが望ましいです。
- (15) 児童便所の便器は、児童が安全かつ衛生的に使用するために、補助便座及びオマルの使用を控えることが望ましいです。

- (16) 児童便所の便器は、小便器及び大便器をそれぞれ設けることが望ましいです。
- (17) 施設内に、スロップシンク等清掃用具等を洗うための設備を設けることが望ましいです。
- (18) 事務室を設ける場合は、来客への対応、防犯の対応、緊急時の対応が容易にできる位置に配置することが望ましいです。
- (19) 近隣地域との交通問題を生じさせないため、送迎用車両の駐車スペースを確保することが望ましいです。
- (20) 建物は、新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと又は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法に基づく確認済証が交付されている建物である場合は、耐震診断を実施し、問題が無いこと若しくは耐震補強済であることが望ましいです。

II 学級編成・職員に関する基準

1 学級編成

(1) 入園資格

幼保連携型認定こども園（以下「園」という。）に入園することのできる者は、満 3 歳以上の子ども及び満 3 歳未満の保育を必要とする子どもです。

(2) 利用定員

ア 利用定員は、20 人以上としてください。

イ 園は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはなりません。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応や災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

ウ 園の設置者は、定員については、3 歳未満児の定員について設定することを基本とし、そのうち乳児の定員設定についても最大限配慮するとともに、園及び市全体の保育需要に応じ、必要な見直しを行うものとしします。

(3) 学級の編成

ア 満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成する必要があります。

イ 1 学級の園児数は、原則として 35 人以下としてください。

ウ 学級は、原則として学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成してください。

<運営に関する助言>

○幼保連携型認定こども園の利用定員構成は、0 歳児 ≤ 1 歳児 ≤ 2 歳児 ≤ 3 歳児 ≤ 4 歳児 ≤ 5 歳児となるよう設定することが望ましいです。

2 職員及び職務内容

- (1) 園には、園長、保育教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び調理員を置かなければなりません。
- (2) 園には、副園長、教頭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、事務職員を置くよう努めなければなりません。
- (3) 園には、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、用務員、助保育教諭又は

講師を置くことができます。

- (4) 学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければなりません。ただし、特別の事情があると認められるときは、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができます。
- (5) 園に配置する職員数は以下に定める人数以上としなければなりません。ただし、当該職員の人数は、常時2人を下回ってはなりません。

園児の区分	人数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

3 職員の資格

園に勤務する職員の資格について以下のとおりです。

園長の資格	<p>○園長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行うことができる者であること。</p> <p>○園長は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者で次に掲げる職に5年以上勤めていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校及び専修学校の校長 ・学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教員 ・学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員等 ・園の運営上、特に必要がある場合には、法施行規則第12条の規程にかかわらず、園を適切に管理及び運営する能力を有するものであって、上記と同等の資質を有すると認める者 <p>※詳細については、法施行規則第12条各号を確認してください。</p>
副園長及び教頭の資格	○園長の資格と同様に取り扱うこと。
主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師の資格	○主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならない。
主幹養護教諭及び養護教諭の資格	○主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
主幹栄養教諭及び栄養教諭の資格	○主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
助保育教諭及び講師の資格	○助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するもの

格	に限る。)は、幼稚園の助教諭の普通免許又は臨時免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならない。
養護助教諭の資格	○養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。

【職員の資格に関する経過措置】

- (1) 法施行日から起算して5年間は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士として登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。
- (2) 法施行日から起算して5年間は、幼稚園の助教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

- (1) 園には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置します。なお、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱してください。
- (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、園における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事します。

5 勤務体制の確保等

- (1) 園は、園児に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければなりません。
- (2) 園は、園の職員によって特定教育・保育を提供しなければなりません。ただし、園児に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- (3) 園は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければなりません。

6 職員の知識及び技能の向上等

- (1) 園の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。
- (2) 園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければなりません。

<職員に関する助言>

嘱託医の配置に関しては、次のとおり書面を取り交わすことが望ましいです。

- (1) 幼保連携型認定こども園と嘱託医との間で、契約書（合意書）を締結すること。
- (2) 嘱託医の報酬については、双方の協議により決定し、給付費から支出し、幼保連携型認定こども園が嘱託医に直接支払うこと。

Ⅲ 食事に関する基準

1 食事の提供

- (1) 園は、園児に食事を提供するときは、園舎内で調理する方法（自園調理）により行わなければなりません。
- (2) 園は、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければなりません。
- (3) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければなりません。
- (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければなりません。
- (5) 園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければなりません。

2 食事の提供の特例

次のアからオに掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、園舎外で調理し搬入する方法により行うことができます。

ア 園児に対する食事の提供の責任が園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ 園又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者を、園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

エ 園児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

オ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

IV 健康診断に関する基準

- (1) 幼保連携型認定こども園は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行う必要があります。
- (2) 幼保連携型認定子ども園の設置者は、毎学年定期的に、園の職員の健康診断を行わなければなりません。また、園の設置者は、必要があるときは、臨時に、園の職員の健康診断を行うことができます。特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払う必要があります。